

## 論 点 整 理

## 1,1-ジクロロエチレン関係

## (1) 対策の基本的なあり方について

行政上の政策目標である環境基準（健康項目）が見直されたことを踏まえ、排水規制及び地下浸透規制について見直すべきか。

従来と同様の考え方により見直すこととしたい。

## (2) 排水規制について

新たな環境基準の達成・維持を図る上で、適切な排水基準のレベルはどうあるべきか。

これまでの排水基準の設定のあり方と同様、環境基準の 10 倍としたい。

なお、公共用水域での検出状況は、過去 10 年間にわたり見直し後の環境基準値及びその 10%の値を超過するものはない。また、1,1-ジクロロエチレンに適用される排水処理技術（揮散法、活性炭吸着法、酸化分解法、生物分解）は、他の有機塩素系物質に一般的に適用可能な処理技術であるため、排水基準が見直された場合にあっても、見直し後の環境基準の達成・維持を図る上で適切な排水処理が維持されると考えられる。

## (3) 地下浸透規制について

1. 新たな環境基準の達成・維持を図る上で、適切な地下浸透規制のレベルはどうあるべきか。

地下水は、いったん汚染されるとその回復が困難なため、汚染の未然防止を図ることが重要。このため、有害物質を含む汚水等の地下への浸透を禁止する等の措置を講じており、有害物質を含むものとしての要件については、有害物質が一定の検定方法により検出されることとしているところ。地下浸透規制についてのこの考え方に変わりはないことから、特定施設の設置の届出に対する計画変更命令等、特定地下浸透水の浸透の制限及び改善命令等に係る特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件については、従前通り、同物質が一定の検定方法により検出されることとしたい。

2. 浄化基準については、環境基準と同じ値とすることでよいか。

地下水の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が設定されている既存の有害物質に係る浄化基準については、環境基準と同じ値に設定されている。これと同様に、1,1-ジクロロエチレンに係る浄化基準についても、環境基準と同じ値とすることとしたい。